

# 旅行業の変更登録の申請について

## 1 変更登録の申請

旅行業の登録を受けた者が、その業務の範囲を変更しようとするために登録行政庁又は観光庁長官に対して行う申請です。

### (1) 千葉県知事に申請するとき

変更後の業務の範囲が第二種旅行業務、第三種旅行業務又は地域限定旅行業務であるときは、千葉県知事に対して申請することになります。ただし、現在の登録における業務の範囲が第一種旅行業務である場合は、主たる営業所の所在地が千葉県内にあるときに限ります。

この申請は、「旅行業等登録申請書類一覧表」を参考に、**変更登録申請書に必要書類**を添付して千葉県知事（県担当課）に提出してください。（詳細は「8 変更登録申請に係る手続の流れ」参照）

### (2) 観光庁長官に申請するとき

千葉県知事登録旅行業者であっても、業務の範囲を第一種旅行業務に変更するときは、関東運輸局長を経由して観光庁長官に対して申請することになりますので、関東運輸局のホームページ等を確認してください。

### (3) 有効期間に係る注意事項

変更登録の手続には一定の時間がかかります。この手続中に有効期間が満了すると、登録が失効してしまいますので、有効期間の満了が近い時期に変更をお考えのときは、事前に相談してください。（登録の失効を防ぐため、更新登録の手続を終えてからの変更登録の申請をお勧めすることがあります。）

なお、有効期間は、変更登録によって左右されません。

また、登録簿の登録年月日は、新規登録年月日なので変更されません。

### (4) 旅行業者代理業

旅行業者が旅行業者代理業の登録を受けようとするときは、業務の範囲の変更に当たりませんので、旅行業者代理業の新規登録の申請が必要になります。

また、旅行業者代理業者が第一種旅行業、第二種旅行業、第三種旅行業又は地域限定旅行業の登録を受けようとするときは、旅行業の新規登録の申請が必要になります。

なお、旅行業者代理業者の業務の範囲は、所属旅行業者からの委託内容に限られおり、所属旅行業者を変更せずに、契約内容（委託内容＝受託内容）を変更することは可能です。（この変更に係る申請、届出等は不要）

## 2 変更登録の拒否【旅行業法第6条第1項】

申請者が次のいずれかに該当する場合には、登録が拒否されます。

- (1) 旅行業法第19条の規定により旅行業又は旅行業者代理業の登録を取り消され、又は旅行業法第37条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過していないものを含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅行業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- (3) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。（8）において同じ。）
- (4) 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
- (5) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が（1）～（4）又は（7）のいずれかに該当するもの
- (6) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (7) 法人であって、その役員のうち（1）～（4）まで又は（6）のいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (9) 営業所ごとに旅行業法第11条の2の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
- (10) 旅行業を営もうとする者であって、当該事業を遂行するために必要と認められる旅行業法第4条第1項第3号の業務の範囲の別ごとに国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの
- (11) 省略

## 3 変更登録申請の基準資産額【旅行業法施行規則第3条及び第4条】

### (1) 基準資産額

旅行業者が財産的基礎を有しているかを判断するために、個人の場合は「財産に関する調書」を、法人の場合は「最近の事業年度における貸借対照表（設立後最初の決算期を終了していないときは、会社設立時の貸借対照表）」を基に算定されるもので、この額が第二種旅行業は700万円以上、第三種旅行業は300万円以上、地域限定旅行業は100万円以上でなければ、登録が拒否されます。

なお、この額は、変更後の業務の範囲を基に判断します。

### (2) 基準資産額の算定方法

資産の総額から創業費その他の繰延資産、営業権、不良債権、負債の総額及び営業保証金又は弁済業務保証金分担金を減じた額が基準資産額になります。

	円 (資産の総額)
ー)	円 (創業費その他の繰延資産)
ー)	円 (営業権)
ー)	円 (不良債権)
ー)	円 (負債の総額)
ー)	円 (営業保証金又は弁済業務保証金分担金)
	円 (基準資産額)

#### 4 営業保証金及び弁済業務保証金分担金

旅行業者は、営業保証金の供託又は弁済業務保証金分担金の納付をしています。

##### (1) 基準資産額との関係

基準資産額の算定において用いる「営業保証金又は弁済業務保証金分担金」は、次のとおり取り扱います。

ア 個人が業務の範囲を狭く（例：第二種旅行業務から第三種旅行業務に変更）する場合で、「財産に関する調書」の「資産の総額」に「営業保証金又は弁済業務保証金分担金」が含まれていないとき
「0円」として基準資産額を算定
イ 個人が業務の範囲を広く（例：第三種旅行業務から第二種旅行業務に変更）する場合で、「財産に関する調書」の「資産の総額」に「営業保証金又は弁済業務保証金分担金」が含まれていないとき
(3)の「追加供託額又は追加納付額」を用います。
ウ 法人が業務の範囲を狭く（例：第二種旅行業務から第三種旅行業務に変更）するとき
「現在の供託額又は納付額」を用います。(※)
エ 法人が業務の範囲を広く（例：第三種旅行業務から第二種旅行業務に変更）するとき
(2)の「供託額又は納付額」を用います。

※ 旅行者に還付される可能性があり、すぐに取り戻すことができないため

##### (2) 供託額及び納付額

営業保証金は旅行業法施行規則別表により、弁済業務保証金分担金は弁済業務規約別表により、その供託額又は納付額が決定されます。

なお、当該表における「旅行業務に関する旅行者との取引の額」は、「旅行業務に係る事業の計画」の「7. 取扱商品」に記載された「旅行業務に関する旅行者との年間取引見込額」を用います。

また、現在の弁済業務保証金分担金の納付額は、営業保証金の供託額の5分の1の額となっています。

##### (3) 追加供託額及び追加納付額

業務の範囲を広くしたときは、(2)の供託額又は納付額と現在の供託額又は納付額の差額を追加供託又は追加納付しなければなりません。

(4) 追加供託先及び追加納付先

営業保証金は主たる営業所の最寄りの供託所に追加供託し、弁済業務保証金分担金は加入している旅行業協会に追加納付します。

(5) 追加供託及び追加納付に係る届出

営業保証金は登録の通知を受けた日以後、追加供託し、その旨を登録行政庁に届け出なければなりません。

また、弁済業務保証金分担金は旅行業協会の指定する日までに追加納付し、その旨を登録行政庁に届け出なければなりません。

この届出は、旅行業営業保証金供託届出書に供託書の写し、又は弁済業務保証金分担金納付届出書に納付書の写しを添付して千葉県知事（県担当課）に提出することで行います。（郵送可）

なお、業務の範囲を広くしたときは、この届出をした後でなければ、変更後の旅行業を開始してはなりません。

(6) 営業保証金及び弁済業務保証金保証金分担金の取戻し

業務の範囲を狭くしたときは、営業保証金又は弁済業務保証金分担金を取り戻すことができますが、一定の手続とそれに続く6か月間は取戻すことができません。（営業保証金と弁済業務保証金分担金で取戻しの手続が異なります。）

## 5 変更登録申請の登録手数料

変更登録申請の登録手数料は、11,000円分の千葉県収入証紙で納付していただきます。（収入印紙ではありません。）

千葉県収入証紙は、千葉県庁中庁舎地下1階の生協で購入することができます。

## 6 変更登録申請の基準資産額、営業保証金、弁済業務保証金分担金及び登録手数料

	基準資産額	営業保証金	弁済業務保証金分担金	登録手数料
第二種旅行業	700万円以上	1,100万円 (見込額7億円未満)	220万円	11,000円
第三種旅行業	300万円以上	300万円 (見込額2億円未満)	60万円	
地域限定旅行業	100万円以上	15万円 (見込額400万円未満)	3万円	
旅行業者代理業 (参考)	規定なし			

「旅行業務に関する旅行者との年間取引見込額」によって、営業保証金及び弁済業務保証金分担金の額は異なります。

## 7 旅行業務取扱管理者の選任【旅行業法第11条の2】

営業所ごとに、1人以上の旅行業務取扱管理者（海外旅行を取り扱う営業所においては、総合旅行業務取扱管理者）を選任しなければなりません。

また、他の営業所との兼任はできません。

なお、旅行部門（組織）の従業員数がおおむね10名以上の営業所において1人の旅行業務取扱管理者では管理、監督が十分できない場合には、2人以上の旅行業務取扱管理者を選任する必要があります。

## 8 変更登録申請に係る手続の流れ

旅行業協会に加入しているときは、当該協会に事前相談をお勧めします。

なお、業務の範囲を広くしたときは、(6)の届出をした後でなければ、変更後の旅行業を開始してはなりません。

(1)	申請者 ⇒ 千葉県知事（県担当課） 「旅行業等登録申請書類一覧表」を参考に提出書類を準備し、県担当課に連絡して提出日時を調整
(2)	申請者 ⇒ 千葉県知事（県担当課） <b>変更登録申請書（手数料：11,000円分の千葉県収入証紙）（※）に必要書類</b> を添付して提出（郵送不可） お話を伺いながら提出書類を確認させていただきます。（誤りがあった場合、訂正印が必要になることがありますので、 <b>変更登録申請書</b> に使用した代表者印を御持参ください。）
(3)	千葉県知事（県担当課） 申請内容を審査し、拒否要件に該当しなければ、旅行業者登録簿に登録
(4)	千葉県知事（県担当課） ⇒ 申請者 登録通知、登録簿の写し等を交付
(5)	旅行業者 ⇒ 供託所又は旅行業協会 業務の範囲を広くした場合で、保証社員でないとき 主たる営業所の最寄りの供託所に旅行業者営業保証金を追加供託 業務の範囲を広くした場合で、保証社員であるとき 加入している旅行業協会に弁済業務保証金分担金を追加納付
(6)	旅行業者 ⇒ 千葉県知事（県担当課） 業務の範囲を広くした場合で、保証社員でないとき <b>旅行業者営業保証金供託届出書に供託書の写し</b> を添付して提出（郵送可） 業務の範囲を広くした場合で、保証社員であるとき <b>弁済業務保証金分担金納付届出書に納付書の写し</b> を添付して提出（郵送可）

※ **千葉県収入証紙**（収入印紙ではありません）は、千葉県庁中庁舎地下1階の生協で購入することができます。